

平成28年度 特定健康診査実施要領

石川県医師国民健康保険組合

特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする被保険者を抽出するもので、法律に基づいて、医療保険者が実施しなければならないことになっています。

- 1 実施期間は、平成28年6月1日から平成29年2月28日までとします。
- 2 組合からの補助限度額は、16,200円(消費税込み)です。補助限度額を超えた金額は、自己負担となります。
- 3 40歳以上75歳未満の健康診断は「特定健康診査(特定健診)」、40歳未満の健康診断は「健康診断」として取り扱います。(40歳以上75歳未満の方は、必ず特定健診で受診願います。平成29年3月31日までに40歳に達する方も対象となります。)

4 特定健康診査(特定健診)の対象者は、次の事項に留意して受診願います。

- (1) 受診の際は、必ず被保険者証に特定健康診査受診券、質問票を提示して、平成28年度特定健康診査受診内訳票を参考にして下さい。
- (2) 別紙、平成28年度特定健康診査受診内訳票に記載の①特定健診必須項目及び②追加健診必須項目は、必ず受診して下さい。
- (3) 別紙、平成28年度特定健康診査受診内訳票に記載の③追加健診選択項目は、受診者が個々に選択して受けることのできる検査項目です。
- (4) 受診に要した費用は、組合が16,200円を限度に実施機関へ支払いします。したがって、受診者の窓口一部負担は、16,200円を超えない限り不要です。
- (5) 特定健診受診の結果、特定保健指導(動機付け支援、積極的支援)の対象となられた方には、「特定保健指導利用券」を交付しますので、指定の実施機関へ提示のうえ、保健指導を受けて下さい。(保健指導の費用は、組合が負担しますので、自己負担の必要はありません。)
- (6) 特定健診、人間ドック(脳ドック含む)及びPET-CT検査の重複補助金申請は認められません。二重申請の場合には、後に請求された金額は実費負担となります。